



2023年4月17日

各 位

会 社 名 カネ美食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 園部 明義
(コード番号2669 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役執行役員財務・IR担当 澤田 浩
T E L 052-879-6111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、2023年5月24日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、2023年3月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、「『おいしい』をカタチに」という理念のもと、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、今後の成長を支える経営基盤の強化にも努める上で、監査等委員会設置会社は従来以上に機動的な対応を可能にするとともに、取締役会での議決権を有する監査等委員を選任することで、取締役会における監督機能をより一層高めることにも資するため、2023年5月24日開催予定の第53回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2023年5月24日 (水) (予定)
定款変更の効力発生日	2023年5月24日 (水) (予定)

以 上

<別紙> 定款変更の内容 (下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2 (条文省略) (新設) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2 (現行どおり) <u>3 前1項、2項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> 4 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第29条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(常勤の監査役)	(削除)
<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集通知)	(削除)
<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
(報酬等)	(削除)
<u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(社外監査役の責任免除)	(削除)
<u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)
(新設)	<u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
第6章 計算	<u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
第36条 ～ 第38条 (条文省略)	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第6章 計算	(監査等委員会規程)
第36条 ～ 第38条 (条文省略)	<u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第36条 ～ 第38条 (条文省略)	第33条 ～ 第35条 (現行どおり)

以上